



2023年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔  
(コード：9263 東証スタンダード市場)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員 CFO 三井 規彰  
電 話 03-6453-6644 (代表)

### 責任調査委員会への諮問事項の一部変更について

当社は、本日付の取締役会において、責任調査委員会への委嘱事項を変更し、第三者委員会の追加報告書において、一定の前提条項を充足することを条件として上場会社の役員としての義務違反がある旨の認定がなされている当社元役員については、責任調査委員会での調査を継続するより、訴訟手続によって責任の有無を公的に明らかにしていくことがより合理的であるとの観点から、責任調査委員会の調査の対象外とすることを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 責任調査委員会の調査対象の変更

2023年6月5日付「責任調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、当社前代表取締役社長の星崎尚彦氏（2023年3月7日付「代表取締役および取締役の異動（辞任）」に関するお知らせ）にて公表のとおり、同日付にて辞任）による当社企業価値を毀損する行為の疑い等に関する問題に関し、調査対象者（①星崎氏が当社代表取締役に就任した2014年4月期以降の当社又は当社子会社である株式会社VHリテールサービスの取締役（監査等委員を含む。）、監査役及び当社と委任契約を締結していた委任型の執行役員、②当社と雇用契約を締結していた雇用の執行役員及び責任調査対象者とするのが合理的と判断された従業員）（以下「本件調査対象者」といいます。）の職務執行に関して任務懈怠責任があったか否か等につき、当社として適切かつ公正に判断することを目的として、責任調査委員会を設置し、調査を行い、同年7月26日付け「責任調査委員会からの調査報告書受領と当社の対応について」にて公表のとおり、責任調査委員会から同月25日付調査報告書（以下「責任調査委員会報告書」といいます。）を受領いたしました。

また、当社は、同年7月6日付「追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、2023年4月期決算の作業過程において、当社執行役員から一部の売上について、計上すべき店舗等とは異なる店舗に計上されていることについて報告を受けたことにより、不適切な売上計上がなされていることが確認されたことから、このような不適切な売上計上が行われた根本的な原因を解明するとともに、件外調査を実施し、それに即した再発防止策を策定するため、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される、追加調査を実施する第三者委員会を設置し、同月27日付「追加調査を実施する第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にて公表のとおり、同日付で第三者委員会より、調査の結果判明した事実関係及び問題点の指摘、再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「第三者委員会追加報告書」といいます。）を受領いたしました。

責任調査委員会報告書においては、当社取締役会からの要請により、本件調査対象者のうち一部の者（当社2022年4月期の取締役又は委任型の執行役員だった者）に対する調査が優先して行われ、その結果が報告されました。そのため、責任調査報告書の受領後も、責任調査委員会により、本件調査対象者のうち責任調査委員会報告書の対象とされなかった調査対象者について、引き続き調査が行われておりました。

もっとも、第三者委員会追加報告書においては、責任調査委員会報告書において調査対象とされなか

った者のうち一部の者（第三者委員会追加報告書においてC4社所属の元役員と記載されている元役員。以下「C4社所属元役員」といいます。）について、「仮にC5社時代よりこのような企業価値を毀損する行為がh1氏により行われていたことを知りつつ、上場会社であるMS社の代表取締役役に任命し、その後も厳格な経営監督をすることなく放任していたのであれば、上場会社の役員としての義務を尽くしていたとは言い難いであろう」との認定がなされました（第三者委員会追加報告書32～33頁）。

このような第三者委員会追加報告書における、一定の前提条件を充足する場合にはC4社所属元役員の善管注意義務違反が認められる旨の報告を受け、当社はC4社所属元役員の善管注意義務違反の有無については、法的強制力のある調査手段を持たない責任調査委員会においてさらに調査を継続するより、訴訟手続によって責任の有無を公的に明らかにしていくことがより合理的であると判断し、責任調査委員会の調査対象から除外することといたしました。

以上から、当社取締役会は、本日、責任調査委員会への委嘱事項を変更し、当社の元役員のうち、C4社所属元役員については、責任調査委員会の調査の対象外とすることを決定いたしました。

## 2. 今後の対応方針

今後、C4社所属元役員に対する損害賠償請求その他の法的措置を行うことに関して必要な事項が決定され次第、速やかにお知らせします。

以上